→いじめ防止対策推進法

平成25年6月28日公布

▲第1条 目的

- ・いじめをしてはいけない
- ・いじめをなくす

▲第2条 いじめとは

- 心にも体にも攻撃をうけ、心と 体が傷つき苦しんでいる
- ■本人が苦しんでいればいじめ
- ■インターネットいじめもいじめ

■第3条 基本の考え

- ■みんなが安心して生活できるように
- ■学校の中でも外でも、みん なで協力していじめを防ぐ

▶第4条 いじめ禁止

■いじめを行っては ならない

▲ 第5条 国の責任

■いじめ対策をしなくてはいけません

第6条 地方公共団体

■都道府県や市町村は、 国と協力していじめ対策 をしなくてはならない

→ 第7条 市の責任

学校をつくったところは、 いじめを防止する責任 がある

→ 第8条 学校の責任

- ■学校と教職員は、いじめ防止と早期発見に取り組まなければならない。
- いじめが発見されたら、すぐに動かなくてはならない。